

令和5年2月15日

厚生労働大臣政務官
本田 顕子 様

衆議院議員 平 将明
(終の棲家「介護付きホーム」を考える議員懇話会 会長)

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけの見直しに係る要望について

新型コロナウイルス感染症については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき「新型インフルエンザ等感染症（指定感染症2類感染症相当）」に位置づけられているが、1月20日の記者会見で、岸田内閣総理大臣から「この春に、新型インフルエンザ等感染症から外し、5類感染症とする方向で専門家に議論していただきたい」旨の方針が表明され、また、ワクチンについては「類型の見直しに関わらず、予防接種法に基づいて実施することになる」旨の説明があったところである。

介護付きホームの入居者は、ハイリスクの高齢者であり、これまでも新型コロナウイルス感染症によるクラスターが繰り返し発生し、また、職員にも感染が拡大した場合には、ホームの運営継続自体に重大な影響が生ずるところである。

仮に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの見直しに伴い、ワクチン接種が接種者の自己負担となった場合には、入居者等に係るワクチンの接種率が低下し、これまで以上に、介護付きホームにおけるクラスターが多数発生するおそれがある。

このため、新型コロナウイルス感染症を5類感染症とする場合においても、介護付きホームを含む高齢者施設等の入居者及び職員に対する無料のワクチン接種を引き続き実施するようお願いする。

なお、仮に介護付きホームにおける感染症対策について現状のままとするのであれば、かかりまし経費の補助を始めとする各種支援について、引き続き継続していただくようお願いする。

以上